

丸亀市避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス感染症対策
補足編

令和2年7月

丸亀市

目 次

本補足編について

○目的	2
○内容	2
○対象	2

①避難について

○避難する場所	3
○携行品	3

②必要な物資の準備・配置

○感染症対策用	4
○熱中症・車内泊対策用	4

③避難所のエリア設定

○3密防止	5
○発熱等の症状のある避難者のゾーン分離	5

④避難所開設時の感染防止対策

○受付での対応	6
○専用スペース案内後の対応	7
○避難所の健康・衛生環境の確保・励行	7
○避難者への周知・徹底	7

⑤避難者等の健康管理

○保健師等の配置(巡回)	8
○定期的な健康確認	8
○高齢者等	8
○避難所運営要員等	8

⑥発熱等の症状が出た場合の対応

○注意すべき症状	9
○症状が出た場合の対応	9
○連絡先	10

様式・資料

資料 1	健康な人の居住スペースのレイアウト例	11
資料 2	避難所のエリア設定の例	12
様式 1	入所(受付)時のチェックリスト	13
資料 3	避難所レイアウト(受付時)の例	14
資料 4	感染防止対策のポスターの例	15
資料 5	発熱等の病状が出た者や濃厚接触者等の専用スペースのレイアウト例	16
資料 6	発熱等の症状が出た場合の対応手順	17

本補足編について

目 的

「丸亀市避難所運営マニュアル(平成30年7月(令和2年1月改訂))」(以下 本編)で、感染症対策の基本的事項を含めて指定避難所の開設・運営要領を示していますが、今般、特に新型コロナウイルス感染症対策に留意した指定避難所の開設・運営が必要となったため、その対策事項を補足するものです。

本補足編は、「丸亀市避難所運営マニュアル」本編と併用してください。

内 容

指定避難所の開設・運営全般は、「丸亀市避難所運営マニュアル」本編によるものとして、新型コロナウイルス感染症対策に関する補足事項のみを記述します。

対 象

本補足編は、「丸亀市避難所運営マニュアル」本編と同様に指定避難所を運営するにあたり、地域のリーダーの方々に必要な内容を整理したものです。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時の指定避難所の運営を主対象にしています。

通常の大雨、台風時の様な比較的規模の小さい避難所運営の場合は、避難所の状況に合わせて本補足編の必要な項目を実施してください。

※参考資料

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症対応の参考資料について
(令和2年5月21日 内閣府・消防庁・厚生労働省)
- ・災害時の避難所における発熱等の症状が出た場合の対応について
(令和2年6月9日 香川県危機管理総局危機管理課)
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針
(令和2年6月 香川県)
- ・新型コロナウイルスに関するQ&A
(令和2年7月17日時点版 厚生労働省)

①避難について

住民一人ひとり又は各世帯が、感染防止のため平素から下記を検討・準備する必要がある。

避難する場所

3密（密閉・密集・密接）を避けるため以下を検討

- 自宅が安全な場合は在宅避難(自宅の2階等を含む)及び安全な場所にある親戚・知人宅への避難も検討
- 開設されている指定避難所(学校のグラウンド等)での車中泊も家族の状況、車内スペース、暑さ・寒さ、虫刺され、エコノミー症候群等に留意したうえで検討

携行品

感染防止、健康(体調)確認のため、通常の非常用持出品に加え以下を避難所に携行

- マスク、手指消毒液(アルコール消毒液)、体温計

②必要な物資の準備・配置

市とも連携して、指定避難所開設時には感染予防等に必要な物資を準備・配置する。

感染症対策用

感染予防用

マスク、手指消毒液(アルコール消毒液)、体温計、ドアノブ等消毒・清掃液(次亜塩素酸溶液)、ハンドソープ、ペーパータオル、洗剤、ゴミ袋等

スペース確保用

パーテーション、アルミシート、簡易トイレ等

避難所運営要員用

使い捨て手袋、フェイスシールド(クリアファイルの活用も有効)、ガウン(レインコート等の活用も有効)等

熱中症・車内泊対策用

熱中症対策用

必要により扇風機

車中泊用

エコノミークラス症候群対策には、弾性ストッキングが有効

③避難所のエリア設定

3 密防止、発熱等の症状のある避難者のゾーン分離等のため、下記に留意する。

3 密防止

- 世帯間で概ね2 m（最低でも1 m）の間隔や、人との交差を避けるための十分な通路幅（2 m）を確保した場合の収容人数を確認する。
- 十分な間隔が確保できない場合は、飛沫感染防止のため、努めて座位で口元より高いパーテーション（高さ1～2 m）の間仕切りを配置する。
- 人の交差を防ぐため、通路幅を可能な限り2 m程度確保し、避難所内の導線を一定にして周知する。
- 通常の配置で十分なスペースが確保できない場合、通常使用していない部屋（例えば、学校の一般教室）の活用を検討する。
- 健康な人の居住スペースのレイアウト例 資料1 （11 頁）

発熱等の症状のある避難者のゾーン分離

- 発熱、咳等の症状が出た避難者の専用スペースとして、個室（普段使用していない部屋や、学校の体育館が居住スペースとなっている場合は教室等の専用ゾーン）及び専用のトイレを確保する。
- 個室の確保が難しい場合は、パーテーション（高さ1～2 m）を配置するなど一般の避難者とはゾーンを区別し、動線を分けるなど工夫する。
- 施設の制約等から専用スペースの確保が難しい場合は、必要に応じて専用の施設への移送を市と調整する。
- 避難所のエリア設定の例 資料2 （12 頁）

④避難所開設時の感染防止対策

受付での健康状態の確認及びマスクの着用、手指消毒など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえた生活環境の必要があることから下記に留意する。

受付での対応

- マスク着用の確認、手指の消毒、チェックシートによる健康状態(体調)に関する問診及び体温測定(努めて非接触型体温計を使用)を行う。
 - 咳、発熱等の症状が出ていない場合も、原則全員にマスクの着用を求める。
 - 避難所運営要員、ボランティア及び来訪者にも上記を求める。
 - 入所(受付)時のチェックシート 様式1 (13頁)
- チェックシート、体温測定に基づき、下記のとおり一般の避難者、発熱者等、濃厚接触者に振り分け、専用スペースに案内する。
この際、必要な場合は保健師と連携するとともに、中讃保健福祉事務所に相談して対応する。

チェックシート、体温測定の結果	専用スペース
□該当なし。	一般スペース
□基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)がある。	
□風邪の症状や発熱が数日続いている。(注)	発熱者等スペース
□受付での体温測定で、発熱がある。(注)	
□その他、体調がすぐれない。(味覚・嗅覚異常等を含む)	
□強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある。	
□激しい咳症状がある。	
□新型コロナウイルス検査の結果待ち又は検査結果が陰性であり、現在、経過観察中である。	濃厚接触者スペース
□新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触したことがあり保健所の経過観察が終わっていない。	
□直近2週間以内で国内外の感染流行地域への移動歴又は移動した人と接触がある。	

(注) 発熱は、感染症、腫瘍、炎症などにより起こり、一般に 37.5 度以上の場合には発熱とみなす。(「新型コロナウイルスに関するQ&A (厚生労働省 令和2年7月17日時点版)」より) 但し、病状には個人差があるので、平熱や体調とを合わせて考慮すること。

- できるだけそれぞれの専用スペースの受付場所に表示を掲示する。
- 受付待ちの避難者が距離を確保できるように床に線等で表示する。
- 発熱等の症状が出ている人が行動するゾーンや動線を分離し、他の

避難者と接触することがないように留意する。

- 来訪者の避難者 居住エリアへの立ち入りを制限する。
- 避難所レイアウト(受付時)の例 資料3 (14頁)

専用スペース案内後の対応

- 9頁の「⑥発熱等の症状が出た場合の対応」に基づいて対応する。

避難所の健康・衛生環境の確保・励行

- 健康環境
 - 室温調整(熱中症予防等)
 - 車内泊の避難者は、エコノミー症候群、熱中症、虫刺され等に注意
- 衛生環境
 - 避難所の受付及び努めて各出入口、トイレ、食事スペース、ゴミ置き場等に手指消毒液を設置する。
 - 避難所内はエアコン作動時も定期的(1時間に2回程度)に換気する。
 - 避難所内は定期的に清掃する。
 - 接触が頻繁な場所(ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等)は、定期的に消毒する。
 - 食料・物資の配布時間を細かく設定して、一同に集合しないよう調整する。
 - 炊き出し等での配食は一人分ずつ小分けにするとともに、食料・物資は手渡ししない。
 - 定期的な換気、清掃、消毒等の環境整備について管理を行う。

避難者への周知・徹底

- ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗い及び咳エチケット等の「新しい生活様式」を徹底するよう周知する。
- 避難所内に感染防止対策のポスター等を掲示し、周知啓発を行う。
 - 感染防止対策のポスターの例 資料4 (15頁)
- 対面での食事や会話を控えるなど、食事の際の3密対策を講じるように周知する。
- 避難者には、自ら毎日の体温測定や体調確認を行い、発熱等の症状があった場合は、直ちに避難所運営要員に申し出るよう周知する。
- ゴミはビニール袋で密封して処理するよう周知する。

⑤避難者等の健康管理

感染のおそれのある避難者等の早期確認及び健康(体調)悪化による免疫力の低下防止のため、下記に留意する。

保健師等の配置(巡回)

- 市の計画により、保健師等の配置又は巡回が行われる。
- 避難所運営要員及び避難者は、保健師等が行う健康管理や必要な健康指導等が円滑に行なわれるよう連携する。

定期的な健康確認

- 避難者は、自主的に毎日定期的に健康状態を確認する。
- この際、避難所運営要員は、必要に応じ保健師等と連携する。
 - 体温
 - 息苦しき、強いだるさ、味覚・嗅覚障害の有無
 - 咳などの比較的軽い風症状の持続
 - 車中泊の避難者は、エコノミー症候群の兆候にも注意
 - 【エコノミー症候群の兆候】
 - ・脚のむくみ、腫れ、痛み、特に脚の太さの左右差
 - ・歩行時や階段での息切れ、胸や背中での痛み、動悸

高齢者等

- 特に、高齢者や基礎疾患を有する者等は、感染した場合、重症化するリスクが高いため、健康状態の確認に十分留意する。

避難所運営要員等

- 避難所運営要員やボランティアの健康管理にも留意する。
- 健康確認の内容は、避難者と同様

⑥発熱等の症状が出た場合の対応

感染の有無の確認、医療機関等への収容及び感染の拡大防止のため市と連携して、下記に留意する。

注意すべき症状

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 高齢者や基礎疾患がある方、透析を受けている方、抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が出た場合の対応

配置された保健師等と連携して下記の手順で対応する。

- ①該当者を速やかに専用スペースに案内
 - 発熱等の症状が出た者や濃厚接触者等の専用スペースのレイアウト例 資料5 (16頁)
- ②保健師等と連携して下記を行う。
 - 感染対策(該当者の専用スペースへの案内、保健師等の防疫処置)を行ったうえで
 - 症状を聞き取り
 - 速やかに市経由で中讃保健福祉事務所に相談
 - 発熱者等が利用したエリアは、受診結果等の状況を確認しつつ基本的に一旦閉鎖し消毒を行う。
 - 医療機関へ引き継ぐ際、健康状態を確実に伝達できるよう、予め避難者自身が経過観察記録をつけることが望ましい。
 - 医療機関への移動(搬送)については、必要により市が中讃保健福祉事務所・消防等と調整する。
 - 保健師等が不在の場合は、市経由で中讃保健福祉事務所に上記病状が出た旨を連絡する。
- 家族や濃厚接触者は、中讃保健福祉事務所の指示のもと、健康観察、専用スペース管理等の対策を行う。
- 発熱等の病状が出た場合の対応手順 資料6 (17頁)

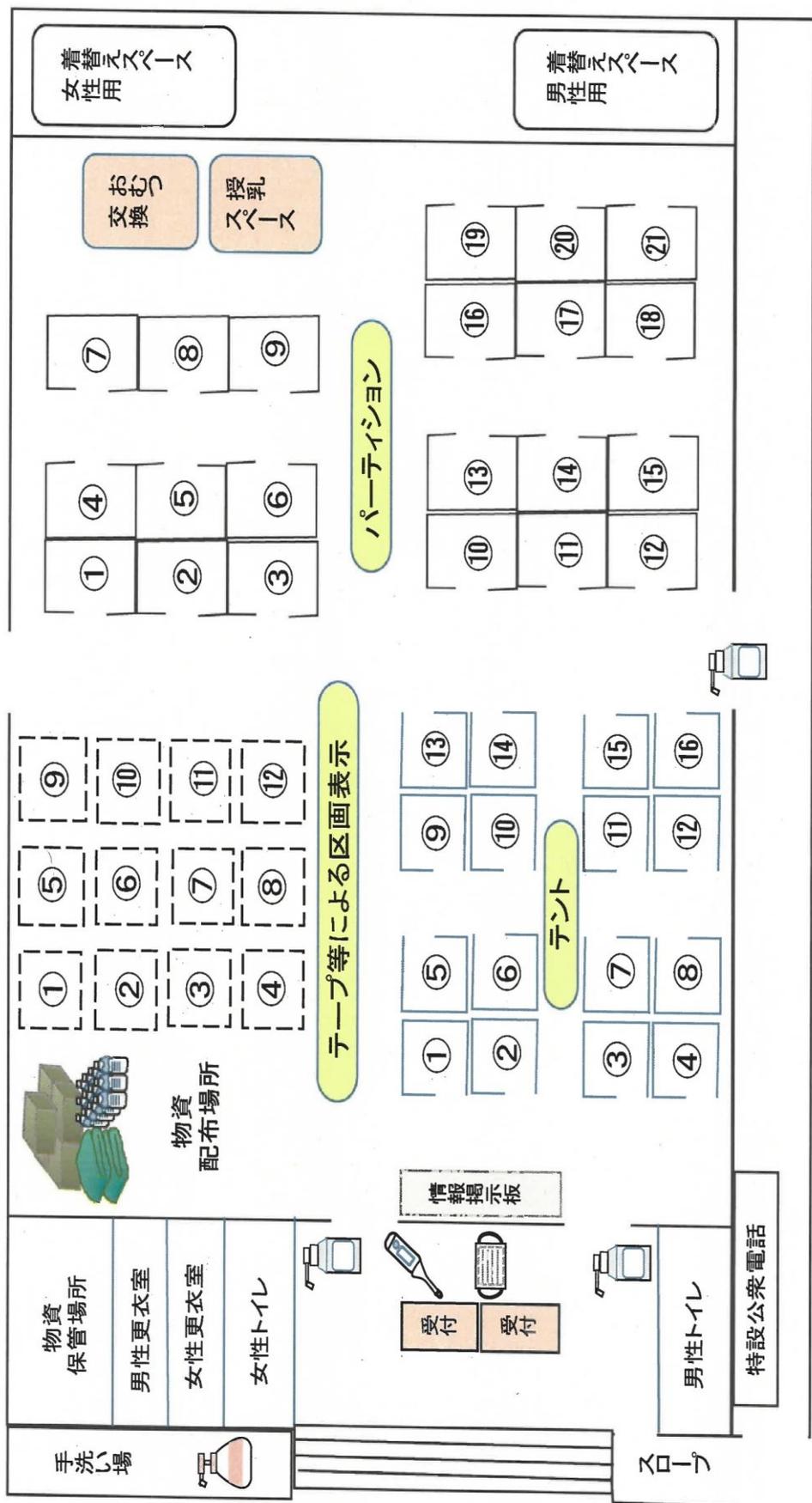
連絡先

連絡先	電話番号
丸亀市災害対策本部・丸亀市水防本部	0877-24-8946
丸亀市健康福祉部健康課	0877-23-2111(代表)
中讃保健福祉事務所	0877-24-9962

健康な人の居住スペースのレイアウト例

資料 1

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の参考資料について（内閣府）」

入所(受付)時のチェックシート

※避難者自身で太線内を記入してください。

避難所名	
------	--

①記入日	____月____日	②氏名	
③年齢	____歳	④体温	____度、 <u>分からない</u>

⑤確認事項（該当する項目の□に✓を付けてください）

<input type="checkbox"/>	基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)がある。
<input type="checkbox"/>	風邪の症状や発熱が数日続いている。
<input type="checkbox"/>	その他、体調がすぐれない。(味覚・嗅覚異常等を含む)
<input type="checkbox"/>	強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある。
<input type="checkbox"/>	激しい咳症状がある。
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス検査の結果待ち又は検査結果が陰性であり、現在、経過観察中である。
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触したことがあり、保健所の経過観察が終わっていない。
<input type="checkbox"/>	直近2週間以内で国内外の感染流行地域への移動歴又は移動した人と接触がある。

※上記のいずれかに該当する場合は、直ぐに避難所運営要員に申し出てください。

<input type="checkbox"/>	上記の項目に該当なし。
--------------------------	-------------

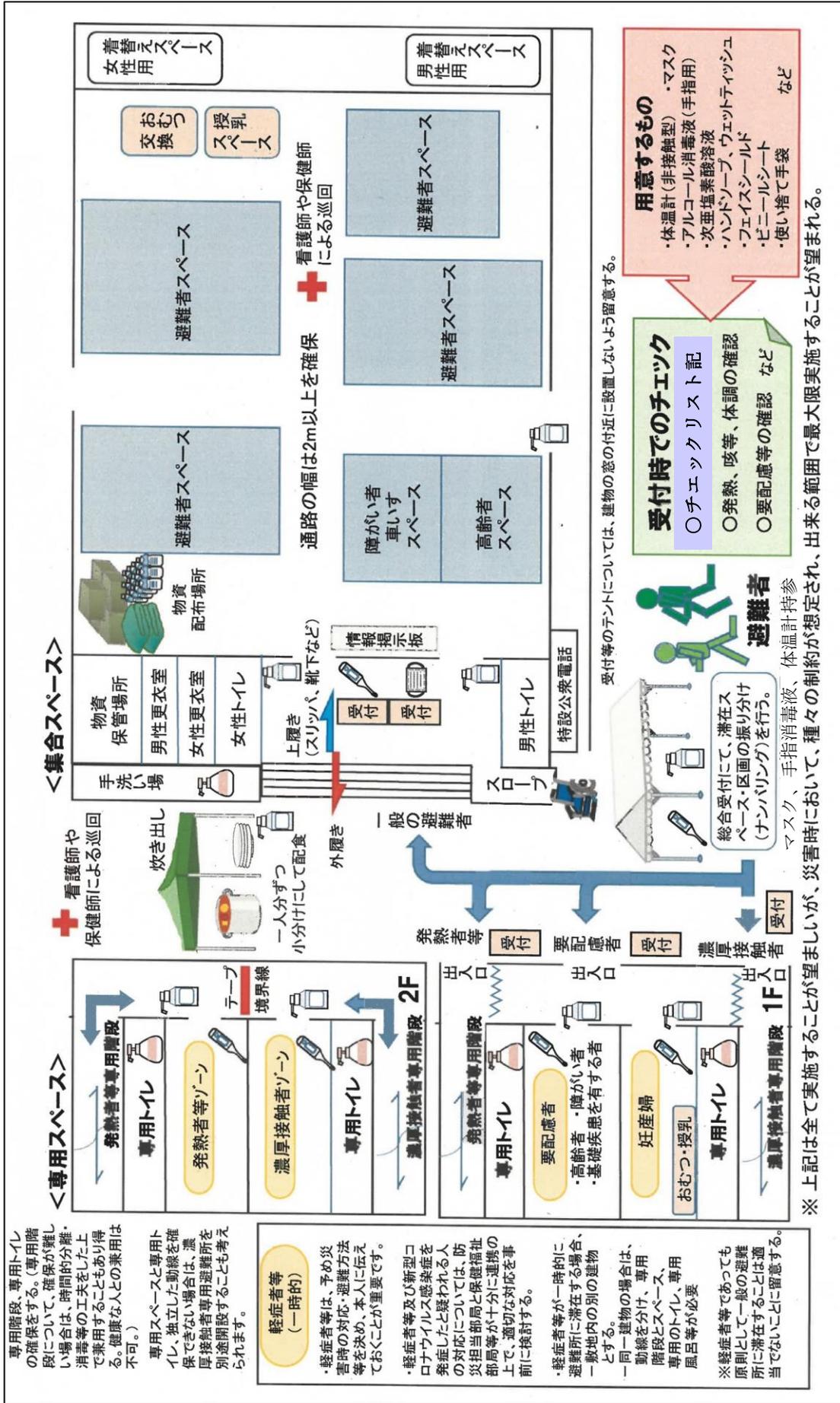
⑥上記の補足及びその他、気になること。

--

⑦体温測定結果（避難所運営要員が記入）

体温	____度	チェック欄及び 体温の確認者	
----	-------	-------------------	--

避難所のレイアウト(受付時)の例



出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の参考資料について(内閣府)」

感染防止対策のポスターの例

みんなで新型コロナウイルス感染を 予防しよう！



密閉回避



密集回避



密接回避



手洗い



咳エチケット

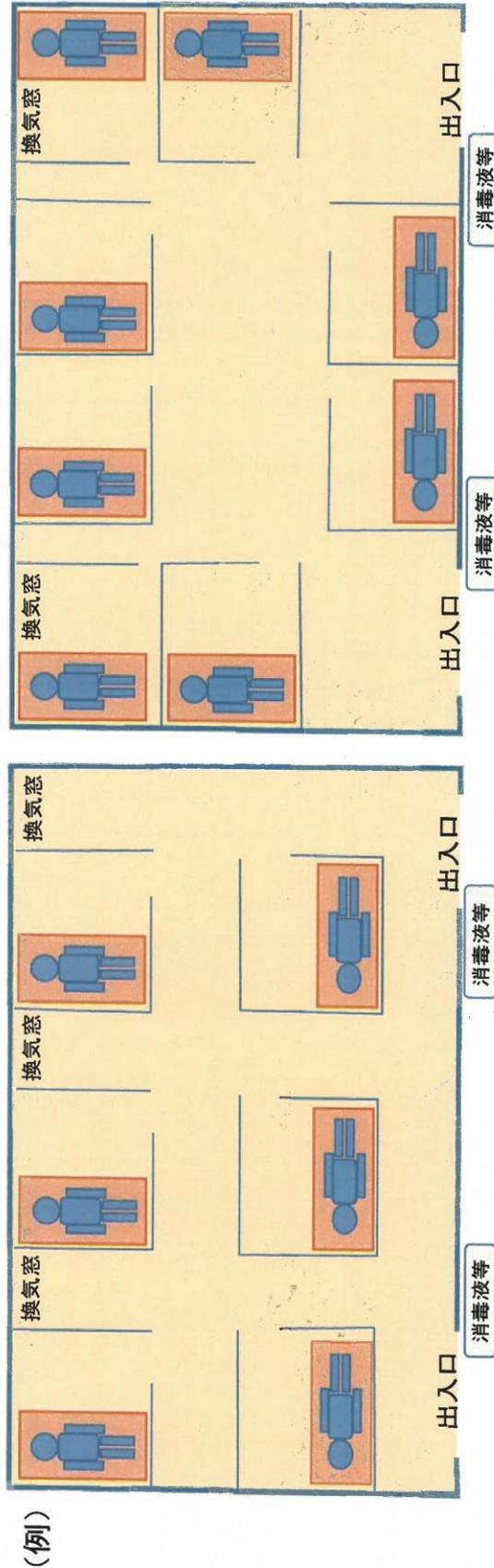


換気

避難所管理運営委員会

発熱等の症状が出た者や濃厚接触者等の専用スペースのレイアウト例

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・ 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合があります。
- ・ 感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

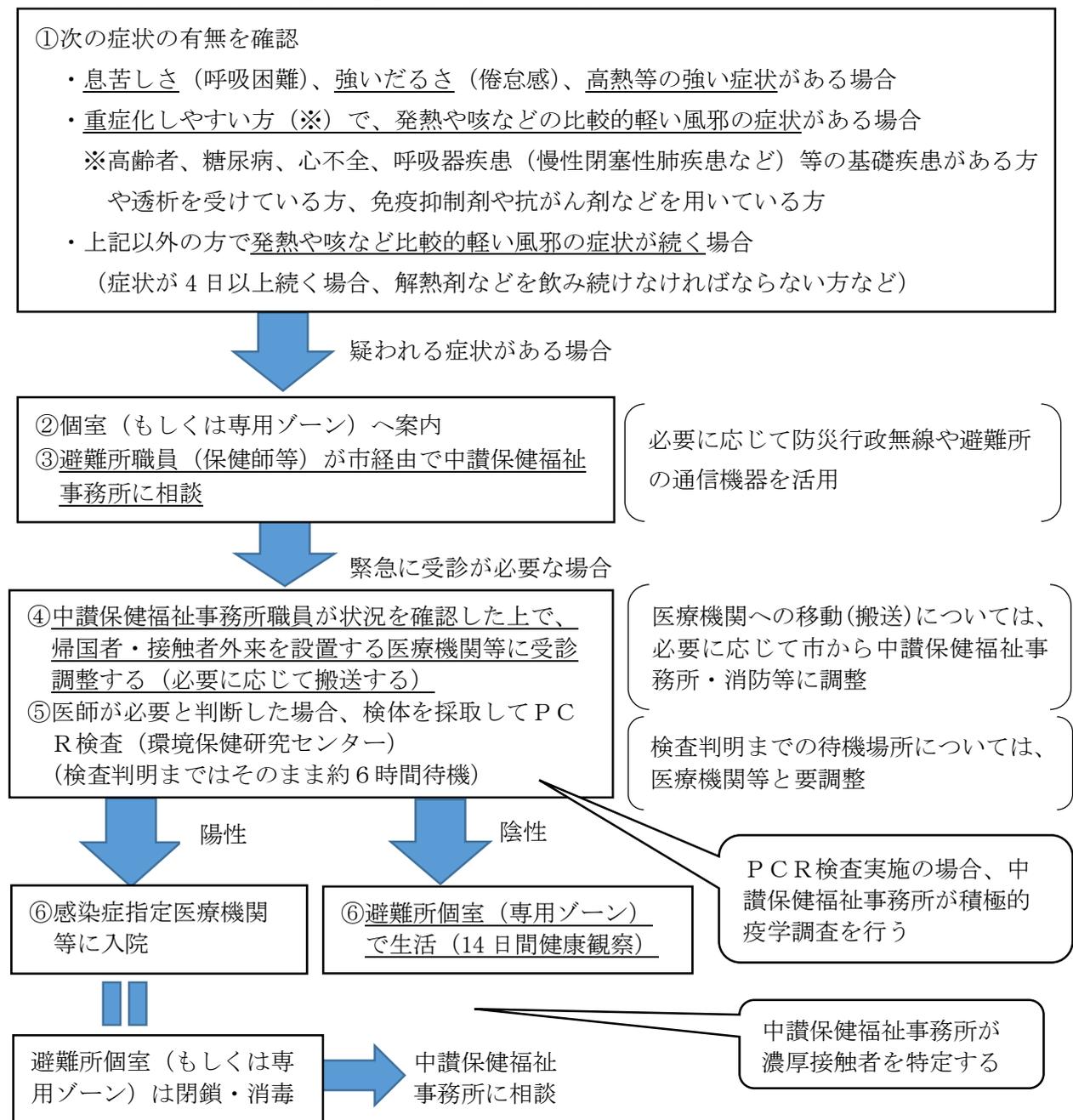
出典：「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の参考資料について（内閣府）」

発熱等の症状が出た場合の対応手順

1 避難所開設時

- 避難所の受付に配付用マスク、手指消毒液、体温計（非接触型体温計が望ましい）を設置
- 避難所において、世帯間で2 m以上の間隔を確保し、必要に応じてパーティションを活用
- 予め、避難所内で発熱、咳等の症状が出た者のため、可能な限り個室の確保を検討
（難しい場合は、動線を分けたうえで、一般の避難者とはゾーンを区別して確保）
- 避難所の受付において、問診（体温測定）の実施

2 入所(受付)時、毎日の健康確認時、避難者の申し出時



*家族や濃厚接触者は中讃保健福祉事務所の指示のもと、健康観察、専用ゾーン管理等の対策を行う。